（未支払の障害年金生活者支援給付金の請求）

第四十五条　法第十九条において準用する法第九条の規定による未支払の障害年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～二　（略）

三　障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号

四～六　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　障害年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四　（略）

3　（略）

（認定の請求）

第四十七条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　生年月日に関する市町村長の証明書、戸籍の抄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二～四　（略）

3～6　（略）

（死亡の届出）

第五十九条　法第三十五条第二項の規定による遺族年金生活者支援給付金受給者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出することによって行わなければならない。

一・二　（略）

三　遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号

四　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　遺族年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

3～5　（略）

（未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求）

第六十一条　法第二十四条において準用する法第九条の規定による未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～二　（略）

三　遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号

四～六　（略）

（未支払の障害年金生活者支援給付金の請求）

第四十五条　法第十九条において準用する法第九条の規定による未支払の障害年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～二　（略）

三　障害年金生活者支援給付金受給者の個人番号又は基礎年金番号

四～六　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、障害年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四　（略）

3　（略）

（認定の請求）

第四十七条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二～四　（略）

3～6　（略）

（死亡の届出）

第五十九条　法第三十五条第二項の規定による遺族年金生活者支援給付金受給者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出することによって行わなければならない。

一・二　（略）

三　遺族年金生活者支援給付金受給者の個人番号又は基礎年金番号

四　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、遺族年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

3～5　（略）

（未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求）

第六十一条　法第二十四条において準用する法第九条の規定による未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～二　（略）

三　遺族年金生活者支援給付金受給者の個人番号又は基礎年金番号

四～六　（略）